

平成 16 年 12 月 7 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン
 代表取締役 クリス ウォルター



第 2 回定期監査 報告書 (全体総括編)

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字沖付 4-108
監査名	第 2 回 定期監査
監査対象部門	再処理事業部、濃縮事業部、埋設事業部、 品質保証室、経営企画室、広報渉外室、業務管理室、安全技術室
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館、再処理事務所 及び 濃縮・埋設事務所 (六ヶ所村)
監査実施日	平成 16 年 10 月 13 日 ~ 同年 11 月 30 日 (断続的に 13 日間)
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) 寺山俊郎、野井伸悟

2. 第 2 回定期監査の監査対象部門及び監査目的

第 1 回の定期監査では、日本原燃株式会社殿の品質保証体制の確立に係わる改善策が、その実践・実行の規範となる規定文書類に正しく反映されたことを検証した (文書監査)。この第 1 回監査に基づく監査対象部門は、再処理事業部、品質保証室、経営企画室、広報渉外室、業務管理室及び安全技術室である。

2.1 第 2 回定期監査の対象部門

この度の第 2 回定期監査は下表に示す 4 グループ別を実施した。

グループ	監査対象部門
(その 1)	再処理事業部
(その 2)	濃縮事業部
(その 3)	埋設事業部
(その 4)	品質保証室、経営企画室、広報渉外室、業務管理室、安全技術室

2.2 第2回定期監査の目的

監査目的は対象とする部門により、下記のように設定されている。

(1)再処理事業部及び「室」に対する監査目的：

改善策を反映した規定文書類の手順に従って品質保証活動が的確に実践・実行されているか否かを評価する（実地監査）。

(2)濃縮事業部及び埋設事業部に対する監査目的：

①全社大の改善項目となっている「トップマネジメントによる品質保証の徹底」について品質目標の設定／展開状況及び事業部長のマネジメントレビュー状況を評価する（実地監査）。

②再処理事業部にて実施された「品質保証体制の改善」の水平展開を目的として、濃縮／埋設事業部においては、既存の規定文書類に追加すべき事項があるか否かの検討がおこなわれており、今回の監査では、その検討結果の妥当性を評価する（文書監査）。

3. 監査の態様

上述のごとく、第2回定期監査には文書監査と実地監査の双方が含まれており、夫々を次の態様で実施した。

実地監査とは、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、被監査部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことにより、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。

文書監査とは、意図する品質保証活動の理念や実行内容が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。従って、被監査部門に対しては、各種の規定文書（規程、要則、細則、マニュアル等）の提示を求めると共に、説明を求めた。

監査は2名の監査員で対応した。被監査部門ごとの監査内容が多い場合や多数のサンプリングを行った場合には1名づつが分担したが、大半の監査では同一テーマを2名で対応して監査ポイントの欠落防止に努めた。

4. 評価の基準

評価に際しては何らかの基準が必要である。文書監査では、品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」自体が監査基準であり、実地監査では、改善策の実践・実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、規定文書類の最新版を監査基準とした。

5. 監査結果の評価表示

5.1 実地監査部分の評価表示

監査対象項目ごとの実践・実行状況の適切性は、3段階のランクで評価した。ランクの定義は次の通りである。

ランクの表示	定義
非常に良好	要求事項が非常に行き届いた状態で実践・実行されている。
良好、又は 良好 (コメント含)	特段のコメントもない。 要求事項が実践・実行されている。一部にコメントを付記した場 合もある。
指摘事項 有	要求事項が実践・実行されておらず、不適合。

■指摘事項：規定文書類に定められた要求事項が実践・実行されていない状況が観察された場合に発するもの。不適合であり、是正が必要。

■コメント：規定類に定められた要求事項が実践・実行されていることを前提として、より優れた運用を期待した提起。

5.2 文書監査部分の評価表示

上記 2.2 (2) ②項に示したごとく、この度の文書監査は、濃縮／埋設事業部で実施した「文書検討結果」の妥当性確認であるため、次の様に評価した。

ランクの表示	定義
事業部所見に同意	事業部としての検討所見が妥当であると判断できる。
事業部所見に異議有り	事業部としての検討所見には疑問が有る。

6. 監査対象グループごとの監査結果

前述した4グループごとの監査結果は、夫々別個の報告書に編集したので参照していただきたい。いずれのグループにも「指摘事項」は観察されていない。また、濃縮／埋設事業部における「文書化充足度の事業部所見」も適切であることを確認している。

グループ	監査対象部門	監査報告書
(その1)	再処理事業部	W00581573号 (中間報告として発行)
(その2)	濃縮事業部	W00581573号-2
(その3)	埋設事業部	W00581573号-3
(その4)	品質保証室、経営企画室、広報渉外室、業務管理室、安全技術室	W00581573号-4

7. 監査結果のまとめ (総合結論)

7.1 再処理事業部及び「室」に対する監査の結論

監査過程で提示を求めた規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、「指摘事項」は観察されていない。すなわち、「品質保証体制の改善」はその実行を確実に開始していると判断される。前述の定義による「コメント」を提起した部分も有るが、参考的なものであり本結論には影響しない。

なお、実行の有効性を判定するには数年のスパンが必要である。第2回定期監査のタイミングの点から、この度は実行状況の初期部分を確認したにすぎないが、今回の定期監査(平成17年春季)においては、PDCA(計画、実行、監視、改善)が少なくとも一巡した状況を観察・評価することになる。

7.2 濃縮事業部及び埋設事業部に対する監査の結論

- ① 品質目標の設定とフォロー、ならびに、事業部長のマネジメントレビューに係る仕組みは良好に機能していると判断される。
- ② 再処理事業部にて実施された「品質保証体制の改善」の濃縮/埋設事業部への水平展開状況を規定文書類で見える限り、基本事項が既に規定文書類に織り込まれているとの事業部所見が適切であることを確認した。すなわち、濃縮/埋設の両事業部(ISO9001認証取得済)においては、既存の規定類に基いた品質保証活動の実行が継続されれば、当該水平展開が完結するものと思われる。この状況については、次回の定期監査(平成17年春季)において観察・評価することになる。

なお、濃縮事業部より、既存規定類に前向きに追補する事項として2点(「ウラン濃縮技術開発センター(CTF)の保安に関する品質保証活動にトツプマネジメントの関与を可能とするため、JEC4111を準用する必要がある。」及び「CTFにおいてJEC4111を準用する場合は、教育内容の見直しが必要である。」)が挙げられているが、当該追補の準備が既に進行中である。

8. 感想 (参考)

(1) 監査時期の関係で今回は PDCA の一巡を確認する段階になかったが、下記の事項が適切な仕組みの下で、着実に実践・実行されつつあることを特記しておきたい。この仕組みが維持され品質活動に有効に寄与している状況は、今後の監査で検証することになる。今後の一般課題は、関係者全員の品質マインドの醸成に基づき、質と深みの追求であり、その実現を期待したい。

①トツプマネジメントの主導による品質保証活動の推進

②自己アセスメントと独立アセスメントの分離・充実という理念に基づいた、広義の二重チェック体制の確立

③そうした状況でも発生してしまった不適合に対する、判断と処置の完璧化

④品質保証体制の維持・向上を長期スパンで支援する、教育の管理

(2) 改善策を励行するには、大きなエネルギーと時間が必要になっていくことを監査を担当した者としても感じた。ランダム試験段階への移行に伴って対応のスピードと感度の要求度が高まる中で、「人的資源の適切な配分(力量と員数)」に十分な配慮が必要になるであろう。

(3) 濃縮／埋設の両事業部においては、再処理事業部にて実施された「品質保証体制の改善」の基本事項が既に規定文書類に織り込まれているとの事業部所見が適切であることを確認した。但し、規定化されている内容は完成プラントの操業段階で発生する改造工事等に適用するものが多い。従って、将来、プラント増設あるいは新設工事が発生した場合には、新たな規定類の整備が必要になると思われるが、その対応時に、現行の品質保証の理念が確実に反映されることを期待する。

以上